原議保存期間
 5年(平成3年3月3日まで)

 有効期間
 一種(平成3年3月3日まで)

警察庁丁運発第109号 平成28年8月8日 警察庁交通局運転免許課長

警 視 庁 交 通 部 長 各 道 府 県 警 察 本 部 長 (参考送付先)

各管区警察局広域調整部長各管区警察局総務監察・広域問題部長

補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の実施要領について

聴力を道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用については、「補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用について」(平成28年8月8日付け警察庁丙運発第19号)をもって通達されたところであるが、臨時適性検査及び安全教育の実施要領について別紙のとおり定めたので、部下職員に周知徹底し、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、「補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の実施要領について」(平成23年9月12日付け警察庁丁運発第135号)は、平成29年3月12日をもって廃止する。

第1 臨時適性検査

1 検査コース

運転免許試験場等の試験コースにおいて実施する。

2 検査用車両

(1) 準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

検査用車両は、準中型自動車を使用し、運転する準中型自動車又は 普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更し ようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行 してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることと なる後写鏡その他の装置(以下「特定後写鏡等」という。)を使用す ることとする。特定後写鏡等については、サイドミラーに取り付ける 補助ミラー(以下「補助ミラー」という。)を使用すること。

なお、臨時適性検査を受けようとする者が、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第24条第6項ただし書に該当する者であるため、本人の所有する自動車による受検を希望する場合には、その自動車の構造に応じてワイドミラー、補助ミラー又は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条第2項に規定する後方等確認装置(以下「後方等確認装置」という。)を使用すること。

(2) 普通自動車の運転に係る臨時適性検査

検査用車両は、普通自動車を使用し、特定後写鏡等を使用することとする。特定後写鏡等については、車室内においてワイドミラーを使用すること。

なお、臨時適性検査を受けようとする者が、府令第24条第6項ただ し書に該当する者であるため、本人の所有する自動車による受検を希 望する場合には、その自動車の構造に応じてワイドミラー、補助ミラ ー又は後方等確認装置を使用すること。

3 検査官

臨時適性検査は、府令第24条第8項に規定する警察職員が行うものと する。

4 臨時適性検査の実施手順

(1) 検査前の指示

ア 検査官は、検査前に、次の事項について指示及び説明を行うこと。 なお、受検者が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用さ せても差し支えない。

- (ア) 検査中の事故防止
- (イ) 確認項目、確認項目の細目及び確認の基準
- (ウ) 検査コースの走行順路
- (エ) 検査中における指示のサイン等

- (オ) その他検査実施について必要な事項
- イ 検査官は、受検者の服装等が運転に不適切であると認めたとき(受 検時に、受検者が和服、げた、サンダル又はハイヒールを着用して いる場合等)は、その者の検査を延期すること。
- (2) 検査中における指示
 - ア 検査中における指示をサイン等により行う場合は、受検者から視認しやすい位置で行い、脇見等にならないよう安全に配慮すること。
 - イ 走行順路について指示する場合は、運転に余裕が持てるよう教示 の時機を十分考慮すること。
- (3) 検査前のならし走行 おおむね100メートルのならし運転を行うものとする。
- (4) 検査の実施
 - ア おおむね500メートル以上走行させ、1回以上、運転者席と反対 側の進路に進路変更をさせること。
 - イ 臨時適性検査に係る確認項目、確認項目の細目、確認の基準及び 確認の方法については別表1のとおりである。
- 5 検査の判定

別表 2 「臨時適性検査判定表」を活用し、同表の「確認の基準」に記載された 4 つの基準を確認した場合に、判定欄に「○」を記載することとし、 4 つの基準を全て確認できた場合に、適性が確認されたものとする。

6 留意事項

中型車(8 t)限定中型免許を受けている者に対する臨時適性検査については、当該者が補聴器を使用しなくても、特定後写鏡等を使用すべきこととする条件により準中型自動車の運転を希望する場合は準中型自動車の運転に係る臨時適性検査を、普通自動車のみの運転を希望する場合は普通自動車の運転に係る臨時適性検査を、それぞれ受検させることとする。

第2 安全教育

1 安全教育の実施者

安全教育は、次に該当する者が行うこと。

- (1) 府令第24条第8項に規定する警察職員
- (2) 取消処分者講習、停止処分者講習等の講習指導員として公安委員会が認める者
- (3) その他安全教育を行うに当たり、上記(1)、(2)に掲げる者と同等の能力を有すると公安委員会が認める者
- 2 安全教育の実施

安全教育に係る指導項目、指導項目の細目、指導内容及び指導要領については別表3のとおりである。

3 留意事項

- (1) 別表 3 中、指導内容「2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項(特定後写鏡等(ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置)の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義)」において、特定後写鏡等(ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置)の意義及び活用方法を指導する際は、ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置のいずれかについて指導する場合であっても準中型自動車又は普通自動車を使用して差し支えない。
- (2) 準中型自動車の運転に係る安全教育を受ける者が、その保有する 運転免許に「補聴器(使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者 標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る(旅客車を除く)」 等の条件を付された者であって、以前に普通自動車の運転に係る安 全教育等を受けているものに対しては、別表3中「1 準中型自動 車の運転に係る安全教育」の表の指導項目「1 交通の状況を聴覚 により認知することができない状況でする運転に係る危険を予測し た運転に必要な技能」については、これを行わないことができる。 また、指導項目「2 交通の状況を聴覚により認知することがで きない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識」に ついては、準中型自動車に係る内容を行えば足りる。
- (3) 中型車(8 t)限定中型免許を受けている者に対する安全教育については、第1の6により準中型自動車の運転に係る臨時適性検査を受けて適性が確認された者については準中型自動車の運転に係る安全教育を、普通自動車の運転に係る臨時適性検査を受けて適性が確認された者については普通自動車の運転に係る安全教育を、それぞれ受けさせること。

別表1

臨時適性検査の実施要領

1 準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の細目	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支 障を及ぼすおそれがないこと。	する準中型自動 車の進路と同一	車等の有無を特定後写鏡等を 使用して適切に確認すること ができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、 前方の安全確認を怠らないこ と。	受検者に特定後写鏡等を装着した準中型自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、1回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。
	型のは 地の にす変路をして を対うその進進動ること でのら自する に後のら自すること でで がる認き	変更しようとする場合にその変更した後の進路としての進りとなる。 変更と後方から進行して《写動車等の有無を特定後写るで使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、	

2 普通自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の細目	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡等を適にとります。または、おり安全な運転にありません。	する普通自動車 の進路と同一の	車等の有無を特定後写鏡等を 使用して適切に確認すること ができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、	車を公安委員会の管理する運転免許試験場等 の試験コースにおいて走行させ、1回以上進 路変更を行うなどさせることにより、目視に
	2 席更場にす変路をし等とがでいる。 2 席更場にす変路をし等との追進動するとののら自することでする。 2 できる 2	変更しようとする場合にその変更した後の進路として後の進行して後年の大人の進行を発力を表示を特定を使用して適切に確認することができる。2 特定後年鏡等に気を奪われ、	

(注) 適性検査中は、補聴器を使用させないこと。

臨時適性検査判定表

確認項目の細目	確認の基準	判定
1 受検者が運転	1 後方から進行してくる自動車等の有	
する準中型自動	無を特定後写鏡等を使用して適切に確	
車又は普通自動	認することができること。	
車の進路と同一		
の進路を後方か	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の	
ら進行してくる	安全確認を怠らないこと。	
自動車等を確認		
することができ		
ること。		
2 進路を運転者	1 進路を運転者席の反対側に変更しよ	
席の反対側に変	うとする場合にその変更した後の進路	
更しようとする	と同一の進路を後方から進行してくる	
場合にその変更	自動車等の有無を特定後写鏡等を使用	
した後の進路と	して適切に確認することができるこ	
同一の進路を後	と。	
方から進行して	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の	
くる自動車等を	安全確認を怠らないこと。	
確認することが		
できること。		

安全教育の実施要領

1 準中型自動車の運転に係る安全教育

1 準中型自動車の過	運転に係る安全教育		
指導項目	指導項目の細目	指導內容	指導要領
1 1 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 <td< td=""><td>広い道路に前進 及び後退し、又</td><td>1</td><td>い。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときにおける危険を予測した運転については、普通自動車を</td></td<>	広い道路に前進 及び後退し、又	1	い。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときにおける危険を予測した運転については、普通自動車を
	2 「警笛警告」 という	1 警音器の適切な吹鳴方法 2 「警笛鳴らせ」又は「警笛 医間」を表示する道路の進路で されている自路の進路を進路の他の車を 入して事を場合におけ方 を回避できる走行の仕方	ときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等
2 交通の状況を聴 覚により認知する ことができない係 態でする運転にた る危険を予測した 運転に必要な知識	聴覚により認知 することがでする ない状態でする 運転に係る危険	1 踏切を通過しようとすると きにおいて列車が接近してき たことを周囲の交通の状況か ら認知する方法	

況から視覚により認知する方法	2 緊急自動車が接近してきた ことを周囲の交通の状況から 視覚により認知する方法	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて 行うこと。 2 受検者による準中型自動車及び普通自動 車の実際の走行状況等を踏まえて指導する こと。 3 緊急自動車が接近してきたときに起こる ことが考えられる周囲の車両及び歩行者の 交通の状況を理解させること。
2 他交通にの他で通にこ状に側でを知さる運手を必要をにてするでする後転には、 大田	より認知することができない	7 7 - 0
	2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項(特定後写鏡等(ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置)の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義)	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

2 普通自動車の運転に係る安全教育

2 首連日馴早の連転に係る女主教育			
指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
1 覚にとで後にとで後を必要をは、	1 広及は路退けしな技能のである。 1 広及は路退外をに下るのでは、 1 広及は路道路ののでは、 1 広及は路域のでは、 1 にのでは、	1 狭い道路から広い道路に前るときに大方をときた方をときた方をときた方をで後退の仕方 他の車が後退の仕方 2 後退時において外輪差のため縁する方法	なるこ 等 をくう 他身を、い 他身を、い をは又方用こ接 をとささ 許 をくう 他身を、い 他身を、い をは又方用こ接 ををささ 許 をと。の確置 との の降進 との の降進 じ、よ認口接でる をがい とと のの の降進 との の降進 じ、よ認口接でる を動通のを進 車にとと過さ たさにとが会してといる。自両け他でがを検査に、を験通の事を、でる世ををさせ、中値をして、しずをない後さし、一つである。自両け他でがを進退と、一つである。自両け他でがを進退とであるとれての物にした。のでである。自両け他でがを追しているである退れているがを自両けるであるとにであるとい後にであるとにであるとにといるないをはがを自両けるでがを自両けるであるとにであるとにであるとにであるとにない後さいがを自両けるでがを確認せているといのとない理算がをはいるだった。のでは、でいんでものないとに等け、せで路にないをがを自両けるであるとにであるとにであるとにないをにないをいくにでいるをとにであるとにであるとにないをにないをにないのであるとにであるとにといるないを自両けるできたでもか険いとないをはいるであるとにであるとにないをはないであるとにないをはいるとに等け、せで路をらせるとにであるとにないのであるとにであるとにないを自両けるをとに等け、せで路にとに等け、せで路をらせるとに変がを自両けるをとにであるとにないをにないをにないをにないるとにないとれてないであるとにないであるとにないであるとにないであるとにないとしているといかによりにないとしているとにないとしているといるとにないとないであるといのにないるとにないとないとないであるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる
	2 「警笛鳴いとは」 「ないでは、 「は、 「は、 「は、 「では、 でいる。」 をにいる。 をにいる。 をにいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 で	1 警音器の適切な吹鳴方法 2 「警笛鳴らせ」又は「警笛 区間」を表示する規制標識が 設置されている道路を通行す る他の車両が自車の進路に進 入してきた場合における危険 を回避できる走行の仕方	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 普通自動車を使用すること。 4 停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。 5 対向車を模したパイロン等をカーブ部分

			に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。 6 警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身に付けさせること。 7 徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身に付けさせること。
2 交通の状況を聴 覚により認知する ことができない状態でする運転に係 る危険を予測した 運転に必要な知識	知する 聴覚により認知 ない状 することができる ない状態でする 運転に係 運転に係る危険	1 踏切を通過しようとすると きにおいて列車が接近してき たことを周囲の交通の状況か ら認知する方法	行うこと。
	況から視覚により認知する方法	2 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から 視覚により認知する方法	
	2 そのでは、	1 その他交通の状況を聴覚に より認知することができたいが 状態でする運転に係る危険が あるおそれがある交通の状況 及び当該状況における安全な 運転の方法	行うこと。 2 受検者による普通自動車の実際の走行状 況等を踏まえて指導すること。
		2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項(特定後写鏡等(ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認を置)の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義)	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行 うこと。